



図225 管状土鍾 上,太形 下,細形



図224 遺跡の位置
5万分1地形図「内野」「新潟」

的場遺跡 西区的場流通一丁目

的場遺跡の周辺は、現在は流通センターになっているが、かつては湿地や潟の点在する低地が広がっていた。その中の的場山といわれる小さな砂丘があり、そこに遺跡がある。近くにある緒立遺跡（一二ページ）と同様に、縄文時代晩期から中世まで断続的に営まれた遺跡である。

流通センターの拡張計画に伴い、平成元・二（一九八九・一九九〇）年に新潟市教育委員会が、推定面積一万三〇〇〇平方メートルの遺跡のうち、約四五〇〇平方メートルを発掘調査した。その結果、大形の倉庫を含む一四棟の掘立柱建物跡が見つかり、奈良・平安時代の八〜十世紀の遺物が大量に出土した。特徴的なことは、漁具と官衙（役所）的な遺物が多いことである。

漁具は、管状の土鍾（素焼きのおもり）が約八六〇〇点、木製の浮きが約一〇〇点見つかった。これほど大量に出土するのは全国的にもない。浮きには大小二種類がある。大形のは昭和初期まで河口部で使われていたサケ網のものに似ている。小形のものは潟湖で使われていた刺し



図226 人形 右端の長さ20センチメートル

網のものに似ている。ほかに木製の網針、石製の大形錘、舟の櫂、ロープ（網）などが見つかったことから、漁の中心は、舟を使った網漁であったと考えられる。遺跡に近い潟や信濃川・西川が漁場だったのであろう。

官衙的な遺物には、役人が身につけた革帯の飾り金具、太刀の金具、木沓（靴）などがある。また、斎串・人形・舟形・馬形などの祭祀具、人名や施設名などが記された墨書土器もたくさん見つかった。

木簡も七点出土した。木簡には、「杉人鮭」や「をの尔へ（魚の贄）」と書かれた荷札があり、捕獲した魚を荷造りして運び出していたことが分かる。また、「狄食」（狄は日本海側の蝦夷を示す）と記されたものがある。

木簡には、「杉人鮭」や「をの尔へ（魚の贄）」と書かれた荷札があり、捕獲した魚を荷造りして運び出していたことが分かる。また、「狄食」（狄は日本海側の蝦夷を示す）と記されたものがある。



図227 「狄食」
木簡 部分



図228 的場史跡公園 東屋にレプリカが展示してある

古代の律令（法律）には、越後国えちごのくにの役人の特別な職務として「饗給」きょうまけ（服属した蝦夷に食料などを与えること）の規定がある。的場遺跡の木簡に見られる「狄食」は、この饗給と関係するのであろう。

的場遺跡では、役人が主導して大規模な漁業が行われ、漁獲物が管理・仕分けされていたと考えられる。特にサケは、越後国が都へ納める税物として『延喜式』ぎしき（平安時代の法令集）に規定されており、古代越後国の特産物であった。的場遺跡で水揚げされ、加工されたサケも都へ運ばれ、貴族たちの食卓に上っていたのかもしれない。

的場遺跡の中心と推定される約八〇〇〇平方メートルは、平成四（一九九二）年に市の史跡になった後、六年に県の史跡に指定された。そのうち、約六〇〇〇平方メートルは的場史跡公園として整備され、遺跡の復元模型や木簡、和同開珎わどうかいちん二〇枚の出土状態などのレプリカ、パネルが展示されている。また、出土した大量の遺物は、一括して平成五年に市文化財に指定され、そのうち奈良・平安時代の主要遺物約五六〇〇点が、八年に県文化財に指定された。